

知的財産法受講予定の皆様

Aセメ知的財産法（法学部0120401）を受講予定の方に、下記のとおりご連絡します。

1 教材および参考資料の配布は、原則として、ITC-LMSによって行います。開講日の前々日（9月26日（土））までには、各自で、ITC-LMSに受講登録をしてください（ITC-LMSの学生マニュアル6「受講登録／解除」参照）。なお、ITC-LMSにご自分で受講登録しても、履修登録したことにはなりませんので、UTASで履修登録は別途行ってください。ITC-LMSの受講登録はいつでも解除可能です。

UTASでの履修登録期間終了後は、UTASでの履修登録者のみがITC-LMSのコンテンツにアクセスできることになる予定です。

UTASで履修登録をしても、ITC-LMSでのコース履修者に自動的に登録されるまでには時間を要することがあり、ITC-LMSでのコンテンツへのアクセスが講義開始に間に合わない場合がありますので、別途ご自分で受講登録をするなどしてください。

ITC-LMSに教材などをアップしたときに通知しますので、更新通知（および「お知らせ」通知）をメール・LINEで受信できるように設定してください（ITC-LMSの学生マニュアル3.7参照）。

2 ITC-LMSの受講登録を行いますと、ITC-LMSの知的財産法「お知らせ」の掲示を見ることができると思いますが、知的財産法の「お知らせ」に、Zoomの事前登録のURLを掲載します。

各自で、このURLにアクセスし、氏名、学籍番号等の必要な記入事項を入力して、登録をしてください。登録をすると、登録したメールアドレスに、講義のZoomのURL等（履修確定前までのもの）が送られます。なお、ここで登録したメールアドレスを連絡先アドレスとし、その後、急ぎの連絡等で使用されますので、確認できるようなメールアドレスを使用するようにしてください。

Zoomの事前登録は、その後いつでもキャンセルは可能です。できる限り、開講日前日（9月27日（日））までにZoomの事前登録を行ってください。なお、Zoomの設定上、講義開始日以後も10月12日（月）の講義が終了するまでは、Zoomの事前登録はできるのではないかとありますが、万一、Zoomの事前登録ができない場合には、下記秘書アドレスまでご連絡ください。

3 なにかご質問等ありましたら、秘書アドレス（obuchi2[at]j.u-tokyo.ac.jp ※[at]を@へ変更すること）までご連絡ください。